

2019年4月5日

企業会計基準委員会 様

一般社団法人 全国労働金庫協会

企業会計基準公開草案第63号
「時価の算定に関する会計基準（案）」等に対するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年1月18日に貴委員会から公表されました掲題公開草案等につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、よろしくお願いいたします。

敬具

質問6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

（意見）

同意しません。

本公開草案では、「取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格」について「時価算定会計基準案に従って算定されたものであると判断する場合には当該価格を時価の算定に用いることができる。」とし、判断にあたっての手続き（第三者から入手した相場価格の検証）を求める定めとなっています。この点につき、以下の理由により、現行基準の取扱い（「時価としての妥当性を欠くとの明白な根拠が認められないのであれば、継続適用を条件として、当該提供を受けた時価を金融商品の評価及び会計処理に利用することができる。」（金融商品会計に関するQ&A））にて第三者から入手した相場価格を時価の算定に用いることが可能としたい。

（理由）

- ・ 現行基準において、時価の算定に係る責任は当該価格を使用する財務諸表作成者にあることは明白であり、その価格が基準に従って算定されているとの判断は当該価格使用の要件である。よって、現行基準の上記取扱いについてもこの責任を持った判断という主旨を損なうものではないと考える。

- ・提案されている第三者から入手した相場価格の検証には、経営者である財務諸表作成者自らが相場価格を再現するという手続き的な面を定めるだけでなく、当該価格の算定プロセスに関して監査人、株主等への説明責任を負うことを明示的に定める意図があると理解する。現状でも財務諸表作成者が相場価格を利用することの責任を負うことは明確であり、その責任には、監査人・株主等への説明責任が含まれているところではある。

しかし、今般、会計基準として定められることで、財務諸表作成者の判断の適切性を監査人が会計基準に基づき判断することとなり、個々の監査人の知識や経験によって適又は不適と判断される懸念が生じる。そしてこの判断によっては、財務諸表作成者の投資行動や運用方針に大きな影響を及ぼすものになりかねない。

監査人は意図せずに業務上の意思決定に関与することになり、このような事態は、結果として監査人としての職責を逸脱するものと考ええる。

- ・第三者から入手した相場価格の検証については、第三者から評価技法やインプット内容等の詳細データの入手ができずに実施困難な場合が想定される。このような場合には、代替的なデータ等を用いて検証作業を行うこととなるが、代替的なデータ等を用いた検証の妥当性そのものが検証の対象となってしまういかねない。また、このような検証は、財務諸表作成者にとって価格の適切性の判断基準の策定、代替評価手法の構築等に伴う過度な負担を強いるものになる。

質問 8（開示に関する質問）

（質問 8-1）開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（質問 8-2）期首残高から期末残高への調整表に関する質問

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（意見）

同意しません。

以下の理由により、開示の簡便的な取扱いの設定を要望します。

(理由)

- ・労働金庫は会員の出資に基づく協同組織金融機関であり、財務諸表利用者は、会員たる労働組合である。国際的な財務諸表の比較可能性の向上を追求する必然性のない労働金庫の財務諸表利用者にとって、詳細で専門的にすぎる開示は、むしろわかりにくく混乱を招きかねない。
- ・決算という限られた期間での本開示項目への対応は事務負荷が大きく困難である。また、レベル区分については、システム対応も検討せざるを得ず、その場合は相当のコストが見込まれる。
- ・IFRSと同様の、評価技法、インプットおよび評価プロセスの説明といった開示には、第三者から入手した相場価格の検証が必要となる。この点からもIFRSと同様ではなく簡便的な取扱いを求めるものである。

質問 9 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

同意しません。

(理由)

- ・投資信託の取扱いが未検討である中での適用開始に疑問がある。また、適用にあたっては、システム面・事務面の対応に加え、運用方針、リスク管理方針等への影響もあるため、準備期間も不足である。2021年3月期からの適用でも早急すぎ、適用延期を強く要望する。

(質問 9-2) 経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(意見)

投資信託の取扱いについては、保有金額の大きさ、収益への影響、運用対象、運用手法の多様性等を踏まえ、時間をかけた慎重な議論を要望します。